

藤沢市市民センター条例の一部改正について
藤沢市市民センター条例の一部を次のように改正する。

2025 年（令和 7 年）6 月 5 日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市市民センター条例の一部を改正する条例
藤沢市市民センター条例（昭和 43 年藤沢市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表村岡市民センターの項中「弥勒寺一丁目 7 番 7 号」を「村岡東一丁目 5 番地の 17」に改める。

別表第 1 村岡市民センターの項を次のように改める。

村岡市民センター	第 1 談話室	100	150
	第 2 談話室	100	150
	第 3 談話室	300	450
	調理室	100	150
	和室	200	300
	子ども室	100	150
	実習室	100	150
	学習室	100	150
	音楽室	300	450
	多目的ホール	1,000	1,500
	体育室	1,000	1,500

別表第 2 村岡市民センターの項を次のように改める。

村岡市民センター	第 1 談話室	400	600
	第 2 談話室	400	600
	第 3 談話室	800	1,200
	調理室	500	750
	和室	700	1,050
	子ども室	500	750
	実習室	500	750
	学習室	500	750
	音楽室	700	1,050

	多目的ホール	3,400	5,100
	体育室	3,400	5,100

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月4日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市市民センター条例別表第1及び第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、改築した村岡市民センターの供用を開始することに伴い、施設の位置及び使用料を改める必要による。